

## 議会改革についての要望書

日本共産党 県議会議員 名取 泰  
同 菅野幹子

山梨県議会では議会基本条例の制定をはじめ、議会改革に取り組まれていることと認識しています。新議長のもと、県民の目線で更に議会改革が進むことを願い、以下要望するものです。

1、県議会ではこれまで最大会派の中から当選3回の議員が議長を順番につとめることが慣例となっていますが、これについては県民からも批判が寄せられています。それだけに先日の所信表明で、新議長がこの問題に触れられなかったことは残念です。新議長には慣例を踏襲することなく、議員の任期と同じ期間、議長職を全うしていただくよう求めます。

2、現在、各会派代表者会議や議会運営委員会は交渉会派だけからしか正規の委員を出せない仕組みとなっています。新議長は所信表明で、各会派の声に耳を傾け、公平公正に務めると述べられていましたが、各会派代表者会議や議会運営委員会に、すべての会派から参加できるように取り計らいをしてください。

3、現在、生活のあらゆる分野でジェンダー平等を貫くことが求められています。その一環として、議場や委員会での議員の呼称については、「君」や「さん」で区別をするのではなく、「(名前)～議員」に統一するなど改善を図ってください。また、執行部職員についても「(名前)～部長」と呼称するなどの改善を図ってください。

4、議会や委員会の閉会后などに行なわれている議員と執行部との飲食を伴う現行の「意見交換会」は、県民から見れば事実上の「懇親会」です。新議長が所信表明で述べられていた「行政を厳格にチェックしていく」「監視機能の強化」の点からも、この「会」は議会と執行部との緊張感を失わせるものであり、今後は行わないように求めます。

5、これまでの県議会本会議での質問において、知事に答弁を求めているにも関わらず、知事が答弁に立たないケースが見受けられました。議会基本条例では「本会議において一般質問を行うに当たっては、論点が明確になるよう、一問一答方式その他の効果的な

方法により、その内容の充実を図る～」(第五条)としていることから、質問者が求めた際には知事に答弁するよう促してください。

6、4月29日に県議会の前職の任期満了をもって、継続扱いとされていた10本もの請願が、採決が行われないうまま事実上の「廃案」となりました。請願は憲法で保障された国民の政治参加の手段であるとともに、県議会の議会基本条例においても「提出された請願及び陳情を県民による政策提案ととらえた誠実な処理」をすることにより、「県民の議会活動への参加を推進する」としています(第十九条)。それだけに前述のような請願の取り扱いは見送れません。すべての請願に対して十分な審査と適切な採決をもって対応するよう、取り計らいをお願いします。また十分な審査を保障するためには、紹介議員や請願者から説明を受ける機会を設けるなど、改善を図ってください。

7、これまで政務活動費については、領収書が公開されるなど改善が図られてきましたが、依然として議会事務局での閲覧に限定されています。議会基本条例で「会派及び議員は、政務活動費について、その用途の透明性の確保に努めるものとする」(第十八条)としていることから、今後はホームページでの公開など、より透明性を高めるように求めます。

以上